

第 21 回 武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会

会場：武蔵野商工会館 4 市民会議室

日時：平成 27 年 7 月 9 日 19 時～21 時

構成員（敬称略）

出席者）濱本勇三、原利子、中村和子、河田鐵雄、古谷圭一、大島陽一、西村まり、
黒木泰二郎、城戸毅、小林英一郎、佐藤誠、恩田秀樹、山家恭介、大畑俊和、
児玉憲一、武田光一、安西崇博

資料一覧

次第

| | |
|-----------------|---|
| 資料 21-1 | 第 20 回議事録 |
| 資料 21-2 | 第 20 回議事要旨 |
| 資料 21-3 | 構成員名簿 |
| 参考資料 | 第 20 回ご意見カード |
| 資料 10-9 | 地域危険度および武蔵野地域に関する現状・課題データ集（改訂版）防災への意見 |
| 資料 15-4 | 武蔵野市地上部街路話し合いの会資料 9-6 に関する質問 |
| 参考資料 2 (第 17 回) | 資料 9-5 に対する安西答弁に対する質問 |
| 資料 9-5 | 外環の地上部街路（外環ノ 2）についての主張（確認） |
| 資料 9-6 | 東京外かく環状道路の主な経緯 （「外環の 2」「武蔵野市」を中心にして） |

(事務局)

予定時刻になりましたので、ただいまから武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会を開催いたします。

本日も、夜分お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

私は、今年度より事務局を担当いたします東京都都市整備局外かく環状道路係、佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

まず、注意事項を申し上げます。

携帯電話はマナーモードにするか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

会議中は、進行の妨げになりますので、私語や拍手などはご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、会議中の撮影につきましてもご遠慮ください。なお、取材におけるカメラ撮影は資料確認が終わるまでとさせていただきます。

本日の話し合いの会では、議事録を作成するため、録音を行っております。マイクを使わずに発言された場合、録音できない場合がございます。発言の際には挙手をして、司会者からの指名後、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。

最後に、本日の終了予定時刻は午後9時とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

今回も、これまでと同様に、構成員の皆様には、既に配付させていただいた資料について、当日お持ちいただくことになっております。本日についてですが、事務局より新たに資料2部を追加させていただきましたので、そちらについては机のほうに置かせていただきました。資料をお持ちでない方、または、資料が不足している場合などがございましたら、お近くの担当者までお知らせください。

それでは、資料確認は以上です。

カメラ撮影については、ここで終了とさせていただきます。

それでは、ここからの進行につきましては、これまでと同様、渡邊司会者と村井副司会者をお願いします。よろしくお願いいたします。

(司会)

ただいまご紹介いただきました渡邊でございます。村井さんと2人で今日も一生懸命やりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

次第の進め方に入る前に、このたび4月に人事異動がございました関係で、構成員の変更があります。事務局から簡単にご紹介させていただきます。

国土交通省東京外かく環状道路国道事務所計画課建設監督官、児玉構成員、お願いいたします。

(児玉)

4月に参りました児玉と申します。よろしく申し上げます。

(事務局)

続きまして、お手元の次第をごらんください。

この後、次第2では、議事録・議事要旨の確認を行い、次第3では、都より報告事項について説明をさせていただき、次第4では、黒木構成員から提出された資料の説明、質疑応答を行います。資料の説明に際して、次第6の19回の参考資料2についても合わせて発表したいというご意向を伺っておりますので、合わせて発表の方をお願いいたします。続いて、次第5では、古谷構成員から提出された資料の説明、質疑応答を行います。なお、古谷構成員に関しましては、所用のため20時以降のご参加と伺っております。説明に際して、17回の参考資料2と資料15の4を合わせて説明したいと伺っておりますので、よろしく申し上げます。次に、次第6では、資料③から⑥について、既に東京都より発表が終わっておりますので、19回の参考資料3から7について、各構成員に発表いただきます。

以上になります。

(司会)

ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に沿って進めてまいりたいと思います。

次第2、議事録・議事要旨の確認について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

今回、第20回の議事録・議事要旨について、1週間前に構成員の皆様へ送付させていただいております。議事録・議事要旨については、これで公表させていただければと思います。

以上になります。

(司会)

ただいま事務局からご説明がありました。

この形で公表してもよろしいでしょうか。構成員の皆さん、よろしいですか。

それでは、この形で事務局から公表することになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って、次第3に進みたいと思います。

次第3では、報告事項といたしまして、前回までに宿題となった3点ございますので、それについてやっていきたいと思っております。

平成 15 年の方針と平成 26 年の方針が違うのではないかとということで濱本構成員からご意見をいただいておりますので、そういうことについて、ここで報告等をやっていきたいと思います。練馬、それから、杉並の関係という形で、順次分けてやっていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、説明が先になりますかね。

では、説明の方をよろしくお願いたします。

武田構成員。

(武田)

それでは、前回からの宿題について、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、今、司会者の方からお話がありましたように、平成 15 年 3 月に東京都と国で発表している方針、それから、平成 26 年 5 月に発表している方針、その中で、最初の平成 15 年の段階では、地元の意向を踏まえながら整備を支援していくという言葉が入っていたのですが、それに対して、そのような言葉が消えているのではないか、考え方が変わっているのではないかというようなご意見、ご質問だったのかなというふうに思っております。それについて、我々の考えを述べさせていただきたいと思います。

まず、平成 15 年 3 月、これは、高速道路の外環が大深度地下を活用していこうという方針を発表したときのものでございます。その中で、重要な言葉として、地元において地上部整備の方向性が定まった場合、大深度区間であっても地元の意向を踏まえながらその整備を支援していくというような文面がございました。そうした考え方の中で、我々としては、地元の意向を踏まえながらというところを色々な場面でお伝えをさせていただいているのですが、あくまでもこういった地元の意向を踏まえながらというのが検討していく基本だというふうに考えているところでございます。

その後、平成 19 年、これは大深度に本当になるという都市計画変更をさせていただいたのですが、その際に、武蔵野市さんの方からは、廃止することも含め、計画の方向性、それから、検討のプロセス、そういったものを早急に明らかにしなさいというような要望をいただいていたところ。こうした地元の区市から出された要望を踏まえて、プロセス、流れと考え方を明らかにしまして、地元と話し合うことをお約束させていただいたというふうになっております。

こういった進め方の流れの中で、武蔵野市さんを含め、ほかの区間、練馬区はあれですけれども、平成 26 年の方針の中で練馬以外の杉並、武蔵野、三鷹という地名がそこには入っていますが、そういった区間につきましては、平成 26 年の方針の中で、引き続き検討のプロセスに基づき、広く意見を聴きながら検討を進めるというふうにしております。

これにつきましては、環境、防災、交通、暮らしという 4 つの視点、そういったものを、廃止を含めて、地上部街路の必要性、あり方などについて広く意見を聴きながら検討を進めていきますということで、その後、都市計画に関する都の方針を取りまとめていこうというふうに

考えております。

これにつきまして、そういった流れの中で、今回、十分な考えがというようなところの中で、私は赴任を1年ほど前にさせていただきまして、最初の挨拶のときにも、当時、ここで座間という部長がご挨拶させていただきました。そのときの言葉を引用させていただいて、同じような言葉で、その当時と気持ちは変わらずやっていきたいんだというような発言の方もさせていただいております。

そういった意味で、26年度の方針の中でそういった記載がちょっとなくなったということで、トーンが落ちたのではないかというようなご指摘でございますが、考えというものを変えたものではございません。ですから、記載の仕方が悪かったということであれば、それは甘んじて反省のほうをさせていただきたいと思いますが、気持ちとしては、そういったものを変えたものではないというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

(司会)

ありがとうございます。

それでは、ご質問等がございましたら手を挙げて、お願いいたします。

佐薙さん、宜しくお願い致します。

(佐薙)

武田課長にお聞きしたいのですが、あなたは今、地元の意向という言葉を使いましたけど、地元の意向をとったことはありますか。我々が来ているのは、例えば、外環の2という名前を付けるとすれば、これをどうするかということを考える会のオブザーバーでしょう。地元の意向なんかは何もとっていないじゃないですか。だから、地元の意向というのはやめたほうがいいです。我々は地元に近いところに住んでいるんだけどね。地元の意向というのは、策定区域の中の、これから将来、被収用者関係人になる人と、それから、説明する1枚目の人を地元というんですよ。そこのところを間違えてはだめですよ。

我々は何回も、これで21回目ですけど、話が進んでいるように錯覚しては駄目なんです。話なんか、全然進んでいないですから。そういうことを踏まえて、これからやっていきましょう。地元の意向で、例えば、さくら町会ではないけど、署名運動をとって、これは90%反対か、あるいは、70%反対か、どういう結果が出るかはわからないけど、かなり大多数が反対で出てくると思います。それが地元の意向なんです。これから大変ですよ、何十年もかかって。そういうことを腹にすえて、こういう会議をやってください。

以上です。

(司会)

ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいのですが、いいですか。質問というか、意見ではありませんので。佐藤さんにちょっと聞きたいのですが、オブザーバーというのは、私はちょっと理解がよくなくて、最初の頃、オブザーバーじゃないという話がありましたよね。でも、ちょっと私は勘違いしてまして、該当者じゃないという意味のオブザーバーですか。

(佐藤)

そういうことです。

(司会)

わかりました。ありがとうございます。

他にございますか。

濱本構成員。

(濱本)

今、武田さんから私の質問に対してお答えいただいたのですが、その中で、これで結構なんですけど、もう一度、念だけを押しておきます。

東京都の方は平成17年かで、三つの条件でいろいろ言っておりますけども、この中で、代替機能を確保して外環の2は廃止するとか、そういう形になってはいますが、私どもは、この話し合いについては、そういうことではなくて、基本的に話し合いの中で、廃止を含めて話し合うと云うことですから、代替があるとかないとかではなくて、この3つの条件ではなくて、3つの条件は白紙として、廃止を含めて話し合いをするというのが基本だと思うんですよ。だから、武田さんの今の答弁で、それでよろしいのかどうか、もう一度確認しておきます。

(司会)

はい。武田構成員。

(武田)

そういった意味ではいろんなバリエーションがあるかと思います。最終的に都の方で都市計画の方針というものを定めさせていただく中で、そういった代替機能という言葉が出てくるのか、今はまだ何も決めておりません。そういった意味では、当初、我々の構成員でありました座間が話をさせていただいたとおり、廃止を踏まえ、そういったことも含めて検討している。その中で、今はまだ話し合いの会の方で皆様の意見を聴いております。今後、もっと広く意見を聴く場面が出てくると思います。そういった場面を受けて、色々な皆様のご意見を頂戴して、その中で都としてどうしていかうかというところですので、今はまだ、代替機能を含めてですか、そういったものを頭の中とか心の中に持って何かを皆様のほうに話させていただいてるわけではございませんので、そういった意味では、今、濱本構成員がおっしゃったような感

覚というか、理解でいいのかなと思っております。

(司会)

はい。濱本構成員。

(濱本)

よくわかりましたけれども、それでは、東京都から出ている三つの案については、この話し合いの会では案というか、指標が出ていますけど、これは全然、この話し合いの中では関係なくするということですね。基本的にそういうことでいいですね。

(司会)

武田構成員。

(武田)

関係なくというところでも広がってしまいますので、やはり、三つの考え方という基軸はあるだろうと思っております。ただ、それだけに限定してという言い方では、私たちは今、考えていないということです。あくまでも、もう少し幅を持たせて意見を聴かせていただきたいと思っております。ですから、そういった意味では、どこまでも広くというふうにご理解されてしまうときついのですが、やはり、何かしら議題というか、題材を用意しないとけませんから、そういった三つというものをベースでやはり話をしていただきたいと思っております。

ただ、その三つから、ある程度、今みたいな廃止を含めてという部分をもうちょっと強調されるようなご意見があれば、それはそれとして我々としては賜りたいというふうに思っています。

(司会)

濱本構成員、いいですか。

(濱本)

はい。

(司会)

ほかにご意見はございますか。挙手していただければと思うのですが。

(司会)

はい、西村構成員。

(西村)

濱本さんのご質問の中でもう一つ、補助 135 号線についてあったと思うのですが、これは後ほどご回答がありますか。

(司会)

いいですか、後で、武田構成員、いいですね。今は杉並さんの部分でご意見をいただいているので。すみません。15 年度の方針の中の話、基本的なところなんですけど、やっておりますので、また後で、この後、続けていく形になると思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

(司会)

続いて、練馬区の道路整備について、東京都より説明をよろしくお願ひします。また、道路の特色等について、関連してくると思いますので、それについてもあわせてお願ひしたいと思ひます。

(司会)

はい、武田構成員。

(武田)

練馬区内の道路の整備というのはどういうふうを考えているのかというようなご質問で、その中で、個別の路線名も、先ほどご質問があったように出ております。そういったものをこの部分でまとめて、ご説明の方をさせていただきたいと思ひます。後ほど安西の方から、画面を使って各路線のお話のほうもさせていただきますが、まずは、総括的な部分を私の方からご説明のほうをさせていただきたいと思ひます。

まず、東京都は各区市町と連携をさせていただいて、概ね 10 年ごとに都市計画道路の整備方針というものを策定しています。その中で、区市町とともに優先的に整備する路線というのをまず選定し、都市計画道路の効率的な整備、そういったものに努めているところです。

優先整備路線は、先ほど言いましたように、地域の実状、それから、区市町の意向等、そういったものを勘案した上で、区市町さんと連携を図りながら調整した上で選定して、それぞれ都で行うべきもの、もしくは、区、市、町で行うべきものを、それぞれ役割分担を決めて、分担して整備の方を進めさせていただいているというものでございます。

例えば、練馬区内が前回のご質問でありましたけれども、練馬区内の方ですと、後で図面で細かく出ると思ひますが、都としては、例えば、かなり大きい目白通り、そういったものの延伸部の事業をやらせていただいたり、また、練馬区としては、区施行として石神井公園周辺の道路事業を特に中心に取り組んでおります。

そういったもので、東京都と各区、各市、それぞれが役割を持って事業の方を進めさせてい

ただいているというものでございます。

練馬区内の道路整備状況、そういったものについては後ほど、先ほど言いましたように安西の方からちょっと話させていただきますけども、じゃあ、外環の2はというところなんですが、整備方針の中では、優先整備路線ではなくて、要検討路線という位置付けになっています。要検討路線というのは今後検討が必要と思われる路線ということで、幾つかの事情があれば、その特別の事情によって検討をしていきたいと思いますというもので、外環の2というものにつきましては、高速道路が大深度地下にされたので、そういった場合にどういふふうにすればいいのでしょうかという検討が必要な路線というふうに、そちらのほうに記載させていただいております。

そういう意味では、代替機能やまちづくり、そういったいろんな観点があるかと思えます。そういったものの中で線形、幅員、それから、構造ですね。そういったものも含めて見直していくべき路線というふうに、今のところ位置付けられているところでございます。

では、この後、引き続きまして安西のほうから説明させていただきますが、ちょっと付随をさせていただいて、前回ご質問の中で、何で外環の2だけを急いでいるのかというようなご意見がありました。今言ったように、これは要検討路線です。今、検討をしているというところですので、決して、まだ全然事業化に至る道路ではございません。そういう意味では、我々としては急いでトンカチをするんだというような、まだそういうところに立っているものではないというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

(司会)

それでは、道路の特色、それから、練馬の考えについて、ご説明をお願いいたします。
はい。安西構成員。

(安西)

それでは、濱本構成員からの練馬の道路整備状況、前回もご説明を差し上げましたが、今、武田の方から説明しました優先整備路線と現在の整備状況というところから説明したいと思います。

お手元の地図と、こちらのスクリーンをごらんください。

これは練馬区で、これが環状8号線ですので、環状8号線より西側の都市計画道路の計画をお示ししています。外環と外環の2の位置がこちらの青い太い線でございます。

この中で、都市計画道路の整備方針において、優先整備路線としていますのは、赤い線が両脇にある路線を優先整備路線という形で位置付けております。前回、渡邊司会者からも、役割というものがあるでしょうというお話をいただきましたけれども、都市計画道路の中でも、特に環状8号線とか調布保谷線、あるいは、放射7号目白通り、放射6号青梅街道というのは、この道路というのは主要な幹線道路ということで、今は放射7号線の整備に力を入れていますし、調布保谷線は、つい先日、交通開放したところです。優先整備路線に位置付けられている

放射7号線については、今はもう既に事業に着手しておりまして、整備中という状況でございます。

主要な幹線道路とは別に、その他の地域の交通を担う幹線道路も幾つかの路線で計画がありまして、その中でも優先整備路線に位置付けて整備を進めています。

例えば、補助230号線。こちらは全て優先整備路線に位置付けておりまして、こちらはもう既に完成、こちらは事業中ということで、この路線については都と練馬区が役割分担をして整備を進めている路線でございます。

そのほか、都の方で進めている路線としましては、これは優先整備路線ではなくて、その前から事業をやっているような路線ですけれども、千川通りの拡幅などもやっております。

一方、練馬区が事業を進める路線ということで、石神井公園駅の周辺の道路、こちらも優先整備路線に位置付けて、事業化しております。

あとは、お尋ねの補助135号線、こちらについても優先整備路線に位置付けておりますが、まだ事業化には至っていない路線ということでございます。

このように、優先整備路線は着実に整備事業着手のほうを進めておりまして、なかなか135号線のほうはまだ事業化というところには至っていないのですけれども、優先整備路線に位置付けた路線は優先的に整備を今進めているというところがおわかりいただけるかというふうに思っております。

以上です。

(司会)

ありがとうございます。

これは傍聴の方の皆さんもお持ちになつていますか。はい、わかりました。私が持っていなかったものだから、どうか。すみません。画面だとなかなか見にくいですから、手元があればいいかなと思って、ちょっと確認させていただきました。

それでは、これについて意見交換及び質問等があれば、挙手をして、お願いいたします。

はい、濱本構成員。

(濱本)

これは私が質問したものですから、ちょっと質問をさせていただきます。

今、図面で見ているように、練馬の南北道路はたくさん予定があるんですね。外環本線と外環の2もそうですけれども、その西側になるのか、西側にはたくさんあります。それから、ここで言うと調布保谷線、武蔵野でいうと新武蔵境線なんですけれども、武蔵野市以北は全然できていない。それから、先ほどから私が何回も言っている135号線も全然できていない。こういう道路が優先路線になっているのに、なぜこれを進めないで、外環の2だけを進めなきゃならないのかということが1点。

それから、先ほど武田構成員からお話があった、外環の2は優先ではなくて、要検討なんで

すか。それだと、全然やらなくてもいいじゃないですか。赤い点々のところ、あれは1キロなんでしょう。あそこの1キロはもう事業決定して、事業になっているみたいだから、それはもうしょうがない。いろいろ本線との関係もあるのじゃないかと思うのですが、今そういうふうに言われちゃうと、なお、我々の言っていることが間違っていないとか、こういうことをやってもらいたくないなど。特に、武蔵野の境と練馬の境を見ますと、こういう状態になっています。ですから、このところをまだ予定だと言われなくて、いつまでにやる予定なのかということを知りたかったのです、その丸のところはね。赤いところも、縦線も横線も、放射7号線ですか、それとか、補助230号線もできていないし、それから、縦でいうと135号。それから、調布保谷線もできていない。こういうものを、練馬区と東京都さんと、次回でいいですから、いつ頃から着手するのか、それぐらいは調整していただけないか。皆さん、どう思いますか。それによって、練馬の外環の2が要検討路線なのか、そこからもうちょっと議論してもいいんじゃないですか。と私は思いますが、ちょっとお願いします。

(司会)

はい、ありがとうございます。

今いただいた意見について。

はい、武田構成員。

(武田)

まず、優先路線と要検討路線ということですが、要検討路線なので事業をしない、やらなくていいという考えは、我々としては持っておりません。優先整備路線というのは、先ほど言ったように概ね10年、できるだけ早くまずやっていくべき道路だろうという部分です。当然、要検討路線というのは、検討すべき課題があるので、今、検討しています。ですから、検討が解決できたものについては随時やっていくという考えを持っています。そういう意味では、練馬区につきましては、今回、本線が地下に行きまして、地上部はどうするのかという中で、22メートルという幅員に変更させていただいて、一応、都市計画変更をさせていただいたと。

ただ、じゃあ、それでいつから実際に認可をとって、事業認可ということで用地買収したり、工事ができるのかということですが、前にもちょっとご説明させていただきましたが、道路事業自体が非常に、皆様の1軒1軒のお宅を扱うとか、直接交渉させていただく、それから測量させていただく、色々なことを1軒1軒やらせていただきます。そういった意味では、非常に時間がかかります。まず、測量といえども、実際、登記所にある公図ですね。あれと、現地で実際に皆さんが持っている形というのが違っていたり、そういったものを1軒1軒全部測量をかけます。これだけでも大体2年とか。当然、路線の長さや幅員によっても違います。そういったものがある。それから、建物につきましても1軒1軒全部調査させていただきます。そういったことを全部踏まえて進めていきますので、実際、10年でやるというのは、かなりお金を集中投資しなければできません。そういった意味で、今現在、全てやりたいけれども、な

なかなかできていないというところが実態でございます。そういった意味では、逐次、優先整備路線の中でも条件が整ったところ、地元との話し合いが進んだところ、そういったところをやらせていただく。もしくは、交差点など、緊急にどうしても処理しなきゃいけないところをやらせていただく、そういうような流れの中で対応させていただいているものでございます。

もう1点ですが、練馬区と相談して、いつから着手していけるのかというところでございますが、これにつきましては、練馬区と幾ら相談しても、今やっているところを少しでも進めたいという考えで、着手予定というのは多分、白丸の、ここで言うと未着手部分ですね。こういった部分は回答を得られるものではないというふうに思っております。

当然、財源というのが非常に大きな問題になりますので、そういったものの担保をするためには、何年も前から国に補助金の申請をしたり、当然、東京都も補助金を出させていただけるところは出させていただく、そういったやりとりもしながら進めていきますので、すぐに答えは、次回までとおっしゃられても、申し訳ないですが、不可能だというふうにお答えさせていただきます。

(司会)

はい、ありがとうございました。
濱本さん、どうぞ。

(濱本)

わかりました。
それでは、今言ったように優先路線と要検討路線があるということであれば、今の外環の2のところの300メートルですか、それは要検討路線だそうですから、優先路線ではないので、とにかく、まず練馬の、申し訳ないけれども、道路をやる、いろいろ工事をやるのでしたら、優先路線を先にやっていただいて、その後で、それを見ながら、本当に外環の2が必要なのかどうかを議論して、もう一度検討して欲しいと思います。

(司会)

はい、ありがとうございます。
ちょっと聞いていいですか。最初に言った要検討という意味は、後で課題の検討というふうにおっしゃいましたので、基本的にはそういうことなんですね。そういうことなんですけど、よろしいですか。

(濱本)

いいです。

(司会)

はい、他にございますか。
小林構成員、どうぞ。

(小林)

久しぶりに出てきて、今日も少し遅れたので、見当違いなことを言うかもしれませんが、お許してください。

(司会)

大丈夫ですよ。

(小林)

一つ教えていただきたいのは、要検討路線、優先整備路線というのは都市計画の中の名称なんですか。それが一つ。

都市計画の中の位置付けで、今、都市計画の中の40メートルは変わらないわけですね、変わっていないわけですね。ということは、色々な都市計画に基づく規制はずっと生きているということだと理解しますと、その辺の規制というのは住民に対してずっと続きますと、そういうふうに理解するわけですね。それが一つ。

それから、もう一つは、たしか、外環の2を実施するにあたっての必要性というのは、外環との調整が必要だし、それに伴って周辺の道路を整備しなきゃならない。そのような話だったと思うのですが、その辺との調整はどういうふうに理解したらいいのでしょうか。要は、代替道路等もいろいろ検討してやったと思うのですが、外環の2の工事自体がまだまだ20年も30年もかかるから、要検討路線の話は、まだ十分に先の話として構わないよとおっしゃるのかどうなのか。

一番最初に聞いていたのは、外環をやる上で必要な路線だと言っていたのが要検討路線ということで、また宙づりになった気がするのですが。別に私はやってくれということをお願いしたいのではなくて、宙づりになっていること自体が問題だと言っているわけなんです、その辺について回答をお願いします。

(司会)

はい、大きく4点でいいですか。

(小林)

はい。

(司会)

武田構成員。

(武田)

まず1問目、都市計画としての位置付けなのかということですが、要検討路線というのは、都市計画法に基づく位置付けではございません。先ほど言いましたように、10年ごとに事業化計画という、東京都、それから、区市町を合わせたもので、整備路線というのを、区部版、多摩版で出しています。この中で優先整備路線、それから、要検討路線という位置付けにさせていただいております。要検討路線というのは、優先整備が終わってからその次なのかという誤解を私の方が与えてしまったかもしれませんが、要検討路線というのは、それぞれ特殊な事情があるだろうということです。大きく三つぐらい事情があるのですが、そのうちの代表の一つが外環の2の部分で、これは、本線が当初は高架だったものが地下化に変わって、状況が変わってしまったわけです。ですから、地下化になったことに伴って外環の2をどうしようかということを検討しないといけないですね。ですから、その検討をして、東京都が、これは都施行ですので、考え方の整理をし、それに基づくという部分に至るまでが検討期間になりますので、その分、その期間を要して検討していくという考え方でございます。

次は、40メートルは変わらないのかということですが、先ほど言いましたように、練馬区間につきましては、先行で40メートルを22メートルに都市計画変更しました。それ以外の部分につきましては、今、皆様とお話し合いをさせていただいております、その中で40がいいのか、それとも22がいいのか、18がいいのか、色々な幅員があるかと思えます。それから廃止を含めてというような、幾つかのバリエーションの中で皆様の意見を頂戴して、そういった意見のある程度の段階で取りまとめをし、広く皆様に、もっと広域のというのでしょうか、もっと全般にかかるいろんな方のご意見を頂戴し、東京都として一定の考え方の整理をしていく。そういう手続を経て、次のステップ、どういう形になるかは、まだ全然我々は腹を持っていないのであれですが、次のステップに行く。それまでは都市計画変更という手続はないので、大変恐縮ですが、40メートルのまま建築制限の規制がかかっているものがございます。そういった意味では、できるだけ早く事業をどうこうではなく、都市計画の考え方だけは早く整理したいというのが我々の思いでございますので、今回、こうやって皆様からご意見を賜って、広く意見を聴いて、一定のご迷惑をかけている方々、特に地権者になられる予定になっている、今、建築制限がかかっている皆様には、本当にそういった意味で、我々も申し訳ないという気持ちですが、何とか進めていきたいというふうに考えております。

周辺道路との関係ですが、これにつきましては、当然、本線ができる、本線の出入口ができる、そういった部分については、例えば練馬のところですか、世田谷のところですよ、そういったところはジャンクションの出入りができるので、それ相応に周りをいろいろ整備していかなければいけないというふうに考えています。また、それ以外の部分につきましても、一つは、そういったジャンクションに向かう、車が通る道路というものをある一定誘導できるようにしないと、生活道路に車が入ってしまいますので、そういったものは対応の方針を、前に国と都で発表させていただいて、その中でいろんな課題検討を網羅していますので、それに基

づいて区や市、特に武蔵野市さんとか、そういったところともお話をしながら、どういったところをやっているのか、何をみんなでやっというかというようなことを検討しながら、少しずつですが、進めさせていただいています。そういった意味では、いきなりどこかで工事が始まると、なかなか目には見えないのですが、行政としてもいろいろそういったことを進めさせていただいているというものでございます。

先ほどの宙づりになっているのかという部分ですが、そういう意味では建築制限を動かしようがないというか、都市計画の変更の形が決まっていますので、宙づりになっているというのはおっしゃるとおりであって、できるだけ早くそういった状態を解消したいというふうに思っているところです。

(司会)

宙づりはちょっと違う意味なんですよ。宙づりというのはそういう意味ではないですよ、聞いたのは。そういう意味でいいですか。

(小林)

いや、そういう意味です。

(司会)

わかりました。

ご意見はありますか。

はい、小林さんどうぞ。小林構成員。

(小林)

私が質問した中で一つ抜けているのではないかと思うのは、今まで東京都の方がいろいろ私どもにお話ししたのは、外環が通るから、その効用を十分に発揮させるために外環の2が必要なんだと。代替はいろいろ検討したけど、あまり意味がないというか、なかなか難しいんだと、そういうお話だったのですが、要検討路線ということで、先ほどのお話だと、練馬のことをずっと優先してやるならば、武蔵野区間は相当時間がかかって、後の話になるだろうと、私はそういうふうに理解したのですが。そういうことだと、今まで説明してきた、外環の効用を十分に発揮させるために外環の2が必要なんだというお話とどうもしっくりいかないのですが、その辺のことはどうなんですか。要は、外環の2は、わかりませんが、外環はあと10年もすれば相当でき上がりますよね。そうすると、その辺の整合性はどうなんだろう。何度も言いますが、そういうことでまた元の状態に戻って、要検討路線だということとずっとわからない、宙ぶらりんな状況が続くことに対してどうなのかという、その点がどうしてもはっきりとわからないのですが。

(司会)

小林さんのおっしゃっている要検討路線というのはどういうふうにご理解いただいているのですか。

(小林)

要検討路線というのは、今日のお話ですと、その路線を整備するか、それとも、40メートルにするか、22メートルなのか、16メートルなのか、十分にまだ煮詰まっていないので、要検討路線と位置付けたのではないかと理解しているのですが。要は、都市計画は従前のままで40メートルですよ。40メートルの幅広い区間を使っている。極めて宙ぶらりんの状態がずっと続くのかなと、そういうことです。

(司会)

はい、わかりました。

先ほどの濱本さんのときの質問にもそれがございまして、つくる、つくらないではなくて、都市計画決定はされているので、また回答はいただきますけれども、課題を検討しようという検討ということなんですけれども。そういうことをご理解いただけますか。要するに、もう一度武田構成員のほうから説明してもらいますけれども、それでもう一度ご意見をいただければと思うのですが。

はい、武田構成員。

(武田)

要検討路線といいますのは、先ほど私からお伝えさせていただいたように、ここに限っては、外環の2については、高速道路が地下化されたということで、当初の条件と変わってしまいました。当然、地下化されたときに、広域的な交通処理機能というものです。高速道路は、ちょっと表現が悪いかもしれませんが、超広域的な位置付けがあります。それプラス広域的な機能、もう少し、県をまたぐとか、大きな大都市間を結ぶ、そういうふうな広域的な部分を本線の方の機能に持たせて、あわせて地下に持っていったのです。当然、地上はもう少し利用勝手が身近になったといいますか、地域に根差した、そういったもの。名前は幹線道路なんですけど、もう少しお隣の区市とつながる道路とか、地元の渋滞を解消させるとか、そういうような効用といいますか、効果を狙うというふうに、位置付けが今、変わってきています。そういった中で、そういったものを皆様と一緒に検討させていただいて、ご意見を賜りたいという、今はその期間を設けているところですので。確かに、それがいつまでなのかというのは、我々も今、明言はできません。そういう意味ではご迷惑をおかけしていると思っておりますが、その部分で宙ぶらりんと言え宙ぶらりんだというふうに、先ほど私は言いました。

一方で、外環本線があと数年で開通、今、東京都としては、2020年に向けて、本線開通というものを国に働きかけているところです。そういった中で、それができているのに、地上の外

環の2みたいなところができないというのはどういうことなのだろうか、それだと受け皿がなくなっちゃうのではないかと、そういう危惧だと思います。我々もそれは同じように思います。それなりに出入口に誘導する道路というのは必要だろうというふうに思っています。そういった意味で、それがイコール即、外環の2になるのかどうか、そういった部分もひっくるめて我々も検討していきます。ただ、その検討をするに当たっては、皆様とプロセスに則って、そういった流れに則ってやっつけていこうと。その一つが、今、こういった話し合いの会というメンバーでお話を構成員から聴かせていただく。それを受けて広く意見を聴いていくと。そういうお約束の流れにのっていますので、そこはどうかご理解いただきたいというふうに思っています。

(司会)

ありがとうございます。
規制について・・・。
はい、小林構成員。

(小林)

私が質問しているのは、今まで、東京都の課長さん方は、外環本線が完成すると、どうしても、その効用を全うするためには外環の2という道路が必要なんだというお話をずっと続けてこられたんですね。外環の2が必要なんだというお話だったのです。そのための検討として、効用を発揮するために、他の、何といたらいいかはちょっと忘れちゃいましたけど、道路を、外環の2を通す、幅員を縮小することも含めて通す、そういうような方法。それから、代替路線を考えると。そういうことをしなければ効用を発揮できないから、東京都としてはそういった方向から検討するんですよと言っていたのが、今のお話だと、要検討路線ですから、検討がいつになるかはわからないですよ。そういう状況に変わったのですねということをお聞きしたいのです。

(司会)

はい、武田構成員。

(武田)

当時は、東京都の方から、そういった効用を発揮するために必要だというなお話ということだと思いますが、まずそこについては何個かのことがありまして、一つは、皆さんから、私が来る前にご批判をいっぱいいただいているものなんですけど、練馬区で、大泉ジャンクションの周辺を、どうしても本線との関係で、1キロ区間だけ外環の2として認可をとらせてくれという話を、前に多分、私の前任か前々任からお話をさせていただいています。そのときにはそこは必要ですということを強く、多分東京都として、私も議事録を読んでいますから、言っていますし、そういった気持ちは今でも東京都としては変わっておりません。その部分と、

あと、練馬区についての40を22にした部分というのは、練馬区固有の鉄道の立体の関係ですか、駅前広場がない、いろんな要件の中で、練馬区としては何としてもやって欲しいという強い要望がありました。一方、そこから先の部分につきましては、確かに我々としては、先ほどもお話ししたように、外環本線とできるだけ合わせる、それとセット、もしくは、遅れたとしてもできるだけ早く、そういった機能を発現するような道路はあったほうがいいだろうという考えを持っています。

ただ、これは、先ほど言いましたように、当初から、私が来る前から変わらず、地元の区や市から、そういったものはきちんとプロセスを明らかにして、意見を聴いて、きちんと検討しなさいというご意見をいただいております、各区市から。それをお約束として守らせていただいて、今、それを実行しているというところでございます。ちょっとそういったものが違うところがありますが、当初からそういう気持ちの部分のところはそうようにご説明させていただいていますし、私が言ったことは、多分当時の課長からずっと変わっていないだろうというふうに私は思っております。

(司会)

ありがとうございます。

この会議が始まったときには、外環の本線についてはもう地下に決まっていたよね。だから、地下に入れちゃったときに、上の40メートルについて、一緒になくなっていればよかったんだけどという意見があったのですが、現実的には法的に残っているということで、その40メートルをこれからどうしましょうかという会議かなというふうに私は聞いて参加しているのですが、そういうことでよろしいですか、意見的には。

(小林)

それは構いません。

(司会)

それと、あと、建築制限なんですけども、一度、どういう制限があるのかをペーパーでつくってくれませんか。というのは、用途地域によっても規制が違うんですよ。あそこは基本的には、昔でいう第一種住居専用地域が多いですし、交差点のところについては近隣商業地域も入っていたりして、建築制限も、用途によっては変わらないような部分も、大きく言うとRCでつくれないよという程度のものもあるので、さっき、それを住民の方が知っているのかというご質問があったので、これをペーパーでまとめていただけますか。建築制限についてはどういう制限があるのか。

濱本さん、いいですか。

(濱本)

先にやってください。

(司会)

じゃあ、武田構成員。

(武田)

今、司会者のほうからお話をいただきました。建築制限は確かにいろんなバリエーションがありますので、例えば、全部当たってしまっている場合と、一部当たっている場合はそこだけ切り取れるようにしなさいとか、いろいろ考えがあるので、どういう考えが一番いいのかを我々としても整理して、次回、ご説明をさせていただきたいと思います。

(司会)

違うんですよ。法的な建築制限が、濱本さんとかもよく知っていますけども、かかっていると。それは、都市計画決定がされているとずっとかかっているわけですよ。これがずっとこれからも決まるまでかかるのかというのが、多分小林さんのご質問だったと思うのですけれども。じゃあ、どういう建築制限がかかっているのかと。それは法的にどういう制限がかかっているのかということを知っているのかという質問もあったので、構成員の皆さんの方もそうなんだと思うので、要するに、法律的な建築制限、こういう制限がかかっているのですよというものをつくっていただけませんかということなんですけど。

はい、武田構成員。

(武田)

私の言い方が大変わかりづらくて申し訳ございません。私も今、言われたとおりのものをつくろうと思っています。どういうものがあるのかというと、例えば階高が3階ですよとか、高さは何メートルまでですよとか、地下はだめです、いろんなものがあるので、そういったものをきちんとつくってご説明できるようにしたいと思います。

(司会)

そうではなくて、それもそうなんですけど、要するに、皆さん、住んでいる人間は用途地域に住んでいるんですよ。第一種住居専用地域のところに住んでいる人もいれば、昔の言葉で申し訳ないですけど、いろんな地域に住んでいますので、沿線が長いですから、その地域ごとにどういう制限がかかってくるのだろうかと、実態的にね。法文上はみんな同じなんですよね。だけど、それが、用途地域に合わせると、基準法が入ってきたり東京都の安全条例が入ってきたり、いろんな条件が入ってきますから、それを含めて、代表的な用途はもうわかっているわけだから、その用途に合わせた建築制限を。建築制限は同じだけど、付随して安全条例はこうなっていますよということをわかるようにしたものと話がしやすいのかなと、規制につ

いては。そう思ってちょっと試してみたのですが、できますか。できますよね。

はい、武田構成員。

(武田)

まず、用途地域ごとにどれぐらいの規模の建物、高さ、どういう構造のものが建てられるのかというものがあって、それに対して規制はこうだよというふうな表にすると、多分、すごく規制がきつく感じる部分と、大して規制は変わらないじゃないかと感じるような部分があると思うので、そういうような位置付けのものでよろしいですか。

(司会)

そういう個人個人の主観ではなくて、法律でいいんですよ。こういう法律がありますよと。この法律ではこういう規制が入っていますよと。でも、実態の用途地域の規制もあるわけですから。外環がなくても、用途地域は全部かかっているわけですから。そういう意味では一回整理していただければなと思っているのですけれども。

(武田)

わかりました。

(司会)

そういうことで皆さんにお配りできればわかりやすいのかなというふうに思っています。4番目の質問については、小林さん、いいですか、基本的には今の話で。納得はなかなか難しいのでしょうか。

はい、小林構成員。

(小林)

考え方が、今までは外環の2がどうしても必要なんだということをずっと説明されていたのですが、やはり、住民の方とのいろいろな話し合いを十分にやっていくことが必要だと。そのためには、世田谷区域でしたか、その辺は都市計画もきっちり決まったし、そういうことで、時間的にも相当、武蔵野市の区域の問題を、工事する上で予算的にも十分に対応できないので、時間的に十分余裕があるので、要検討路線として少し時間をとりましょうということが東京都の考え方だなというふうに思いました。

(司会)

はい、ありがとうございます。

濱本構成員、ちょっと整理して。さっき1回質問があって、回答があったのですが、もう一度よろしく願います。

(濱本)

私の質問そのものはいいですよ。だけど、武田さんの考え方がちょっとおかしいと思う。皆さん、おかしいと思いませんでしたか、外環の2について。

外環の2というのは、何回も何十回も私はずっと話しているんだけど、外環の本線が地下化になったということで、そのために外環の2は要らないと、一体の計画だからということをやっているのですが、今の武田さんの答弁を聞いていると、そうじゃないんだよね。外環の2は別の道路だからつくらなきゃならないんだという考え方になっているんだけど、私はそうではないと思う。練馬区も武蔵野市もそうだけど、外環の2全体を言うならば、外環本線がたつき台の議論からずっと来て、平成19年に都市計画変更になって、外環本線が地下になった。そのとき、大深度になったわけです。皆さん、地上部分、地上部分と言うけど、街路が地上部分なのは当たり前で、何も地上部分と言うことはないですよ。外環本線が地下に入ったから、今は街路を地上だ、地上だと言うんだけど、街路は当たり前地上なんですよ、今までの計画は、外環の2というのは。だから、そういうことを考えて、武田さんの今の答弁を聞いていると、何か外環の2がひとりで新しい道路みたいな計画に上っているからやるんだみたいな考え方なんだけど、ずっと私は説明し、いろいろ言ってきたことに対して、ちょっと違うと思う。お話になったことをもう一遍よく読み返して、議事録を読んでもらってもいいんだけど、私はちょっとおかしいなと思うんですよ、外環の2についての考え方が。ちょっとそれだけを疑問に思いました。

(司会)

どうですか。後で。後でと言うとまた怒られちゃうからあれだけど、濱本さんの言っていることはわかりましたか。

濱本さん、いいですか。

(濱本)

だから、そういう考え方ではないよと。そういう考えでやってもらっては困るよということです。

(司会)

じゃあ、それでいいんですね。

(濱本)

はい。

(司会)

他にございますか。

(大島)

先ほどの武田構成員のお話の中で確認されたわけなんですけれども、練馬区の一部について、40メートルの幅員を22にするということが決まっておるわけですが、前回も前々回も同じような質問をさせていただいているのですが、ちょっとまたその意味を変えてご質問したいと思います。

22に変えたことによって、外環の2が本来有するべき防災効果というものは影響を受けないのですかという点については、半分になるのですから、当然、私は防災効果が大きく減殺されると考えているわけです。この点につきまして、前回の議事録を皆さんはお読みだと思いますけれども、安西構成員は、街路の幅員が広いほうが延焼遮断の効果というのは大きいと。けれども、22メートルでも十分延焼遮断の効果は発揮されるというふうに考えてございますとご発言になっているわけです。この点について、私は、前々回だったと思うのですが、そう主張されるのであれば、ちゃんとしたデータ、すなわち燃焼試験とか、あるいは、専門家の行うシミュレーションによる遮断効果はそれほど大きく減じないんだということを出していただかないと、我々はこれは判断できないと考えております。極論ですけれども、11メートルでも十分に近い延焼遮断効果があるというふうなご発言があるので、これはちょっと、常識的に言っても、4分の1になった幅員で火の勢いを食い止められるかということになると、到底承服しがたいところなんです。だから、これは改めて要望しておきますけれども、この22ということについて、全体の外環の2の幅員というものを減らすことができるのであれば、都民税を負担しております我々納税者の立場から言っても、大幅に幅員を減少させたらいいのではないかと考えます。東京都は、今度の国立競技場の予算で500億円をむしり取られかねないという非常に財政的にピンチな立場にあうわけですから、その点でも、都として支出すべき費用が減殺されるというほうが望ましいのではないかと思いますので、私は少なくとも、全体のスタンスとしては、濱本構成員と同じように、外環の地下化によって外環の2の存在意義は消滅したというふうに個人的には思っておりますけれども、それを抜きにしても、外環の2というものは大幅に幅員を縮小するという案、これを真剣にご検討いただければどうかと思います。ちょっとその点、武田さんのご感想をお聞きしたいんですけどね。あくまでも責任あるご答弁というのは今難しいでしょうから、ご感想程度でも結構です。あるいは、遮断効果についての燃焼試験なんかは要らないんだというふうなことであっても結構なんですけど、お願いいたします。

(司会)

はい、ありがとうございます。

武田構成員、お願いします。

(武田)

まず、幅員につきましては、先ほどお話をさせていただきましたように、こういった話し合いの意見を聴いて、東京都として最後の考え方を取りまとめていきたいというふうに思っています。それは、幅員だけではなくて、先ほど言ったように廃止も含め、それから、40でやっぱりいきますということになるのか、それはまだ我々腹を持っていないというところでございます。

それから、延焼遮断機能なんですけども、確かに、言葉尻をとられると、22も40も同じというふうに思われてしまったら、それは謝罪するしかございません。確かに、22より絶対40のほうが、延焼遮断機能が圧倒的にあるのは当たり前ですよね。風が強くて、22だったら移る場合もあるけど、40だったら移らない場合が当然あるわけですから、それはご指摘のとおりだと思います。ただ、周りの建物の状況とかいろんなことも踏まえて、22でも、延焼遮断機能という考え方としては、都としてはそれなりの効果はあります。十分にというのは確かに大げさだったかもしれませんが、効果はあるというふうに思っています。都としてはその考え方を取りまとめていまして、27メートル以上であれば、基本としては周りの建物が高くなかったり、どうあれ、かなりの効果を発揮するだろうという認識です。27以上であれば。実際、27より40、40より50というのはありますが、東京都としての一つのルールとしては、27メートル以上あればというのが、まず大きな考えです。

24～27メートルという、今度はちょっと落ちてくるのですけれども、その幅員であれば、やっぱり、周りの建物の不燃化率がそれなりによくないと、それは27以上と同じ機能はないという考えを持っています。ですから、それは周りの建物とセットの考えで、幅員だけで全てを決めているわけではないというふうにご理解いただきたいと思います。その辺は我々のほうの説明の仕方が不足していたということで、お詫びの方をさせていただきます。

(司会)

大島構成員、黒木さんがそういう関連の質問をこの後やりますので、その中でまたご意見があれば伺いたいと思うのですけれども、よろしいですか。

(大島)

よろしいです。

(司会)

幅だけではなくて、風だとかいろんな条件があって延焼していくわけなので、そういう意味で、またデータ等も今お求めになったのですけど、そういうのは、実際の阪神・淡路だとか、そういうときのデータがありますよね。できればそういうものもちょっとお示ししていただくとよろしいかなと思うのですけれども。

はい、武田構成員。

(武田)

今、手元にどういうものがあるというのはちょっと言えないのですが、できるだけそういったものをちょっと探して、お示しできるものはご用意させていただきたいと思います。

(司会)

ほかに練馬区の関係についてご意見ある方はいますか。

はい、佐藤構成員。

(佐藤)

練馬区はこの件については意見とか質問とかいろいろあるのですが、まず、この前もちょっと触れたと思うのですが、12回、13回のときに、小口・赤見両氏のときに、土支田、井草の1キロの認可がおりて、事業主体の名称が外環2ということでおりたと。これは大泉ジャンクションのそれとすり付けたから、これはそのとき使ったのでしょうか、それから南下することについて、あと残りの8キロについて、一切関係ありませんということだったんですね。この頃はまだ18メートル、22メートル、40メートル、まだはっきりしていなかったんだと思いますけど、それから、今回この主要道路からさらに青梅街道まで、外環2として22メートルの計画変更をやりましたと。こういうことをある日突然聞いたわけです。我々は、最初から40メートルを頭でやっているわけですからね。

こういう大事業は、勝手に事業主体、要するに企業者のほうで、この22メートルというのは、後で聞きますけど、練馬区の意向でこうなったのですか。幅員というのは、都市計画、道路計画というのは、企業者、要するに事業者が決めるわけでしょう、幅員は。それがこの40メートルという、ここは22メートルで検討しないのです。今言ったように、主要道路は、これはまだ要検討路線だから、そんなに真剣に考えなくてもいいのでしょうかね。これからどうやっていくのですか。これは、やっぱり40メートルでこっちはやっていくのですか。話は。まずそれが一つ。

それから、要検討路線と言われてはいますが、待ったなしで本線がシールドで発進するかもわからないと。そうすると、今、青梅街道で絶対にーフインターをつくらせないと反対していますよね。あそこのランプの出入口部分については、地上に上がってこなきゃいけないわけですよ。そのときに、地上部分は外環2の地上部分としてすり付ける。要するにループね。その辺も企業者としてはっきりしておかなきゃだめですよ。要するに、言っていることがわからないんですよ。私にはどうもわからない。整然とした説明をしていただかないと、時間をロスして検討してもしょうがないのです。だから、40メートルで来ましたけど、今後は22メートルに変更して要検討路線としてやりますとか、企業者として自信を持ってそうやってもらわないと、考えようがないわけです。今日も40メートルが22メートルにならなかったなど。かたや、青梅街道のところの向こうは、もう都市計画を22メートルに変更したと。しかも、この22メートルは、これを見ますと片側一車線ですよ。私は練馬に向かって五日市をしょっちゅう

日頃使っていますけど、こんな五日市みたいな中途半端なところのどこかで工事をやったりガス管工事をやったりしたら、一方が塞がるわけですよ。こんなしょうもない道路をつくることはないですよ、何も。

それで、もう一回言いますと、要するに、交通量のためにこういうものをつくと。交通量ではない。これは、交通をもっと渋滞化するためにさらにやっているんですよ。これはあなたたちは知らないでしょうけど、この五日市がどれだけ。これでまた新しい道路が南北に出来ますと、これが全部入ってくるわけですよ。まず青梅街道へ入る。青梅街道はもともとありますから、ここへ入ってくる。五日市へ入ってくる。井の頭通りへ入ってくる。要するに、吉祥寺はパンクする状態なんですよ。そういうことも含めて総合的に考えなければ、道路計画というのは。

質問の一つは、要するに、要検討路線だと言っておりますけど、これは国と国交省と連絡協議会でやっているのでしょうか、青梅街道のすり付けはどうするのですか。ハーフジャンクションは絶対反対だと言っているけど、あそこの出入口の部分に、要するにランプというのですが、ループのところはどうするのですか。あれは一般道として買わなきゃしょうがないでしょう、あの部分も。そこのところをちょっと説明してください。

(司会)

ありがとうございます。

はい、安西構成員。

(安西)

まず、外環の2は要検討路線だということですが、要検討路線にしたのは、外環を地下化する前の平成18年に要検討路線に位置付けまして、その後、外環を地下化して、その際に、沿線区市の方々からいただいたご意見を踏まえて、今こうして皆さんのご意見を聴きながら、話し合いを進めながら検討しているというところで、先ほど、小林構成員からも考え方が変わったというお話がありましたけど、全然それは変わっていませんで、早く結論を出さないのかというご批判かもしれませんが、まだ今、必要性から皆さんのご意見を聴いている段階だというふうに我々は考えております。

そうすると、青梅街道インターチェンジのところはできないのではないかという指摘だと思いますけれども、青梅街道インターチェンジは、あれは高速道路の外環として整備いたしますので、インターチェンジのために必要な土地であるとか地下構造物は、外環事業として国交省さんが実施されるものでございますので、外環の2として用地を買うものではございません。

(司会)

はい、武田構成員。

(武田)

それから、40メートルでやっていくのかというところですが、これは、先ほどから言っているように、40メートルがいいかどうかというのは、今、皆様の話し合いの中で、それから広く聴いて決めていきたいと思えます。

ただ、外環の2は、本線が地下に行く際に片側を2車線、3車線に変えたりしていますので、かなりの交通量をそこで受け取れるという中で、今、地上部については1万7、8千台あたりの交通量になるのではないかと推計が出ています。そういった意味では、2車線、片側1車線の車線で車は捌けるということで、たとえこれが40メートルの幅員で整備をしようと皆様の合意をいただいて進めていたとしても、車線が片側2車線になるということはちょっと厳しいのかなというふうに思っています。

そういった意味では、どんな幅員であれ、とりあえず我々としては、今やるとすれば片側1車線でやらせていただく。ただ、そこに路肩があるとか、歩道がもっと広がるですとか、植樹帯の幅を大きくとれるとか、そういった交通処理をする機能以外の部分で40メートルというものをどう有効に使うのか、もしくは、そこまで要らないという話になるのかということかと思っています。ちなみに、練馬区につきましては、ある程度そういった歩道の幅員がしっかりし、植樹帯があればという考えで、あと、自転車のレーンが欲しい、そういったものでいくと、22メートルということですか。

(司会)

はい、佐薙構成員。

(佐薙)

40メートルの幅員をとってやって、片側2車線というのは難しいというのは、それはかなりおかしな話ですよ。あなたは保谷市の調布線を車で行ったことがありますか。あそこはかなり大きな車歩道を組んで、片側2車線ですよ。あれが40メートルの道路なんです。あれで両サイドに公園をつくるのですか。要するに、40メートルの幅員をとって、片側2車線が難しいなんというのはほとんどない話ですよ。40メートルの道路というのは、先ほど防災の話が出ましたけど、ヘリコプターも離着陸できるぐらいの広さがありますよ。これから防災のことも含めてやるなら話はわかるんですよ。要するに、話がわからない、言っていることが。40メートルの幅員でやっても片側2車線は難しいというのは、武田さん、これは絶対おかしな話です。いいですか。

それと、もう一つ。先ほどの安西さんの答え。要するに、青梅街道のランプのすり付けですね。あそこはもちろん、買収は国がやるかもわからない。外注してやるかもわからない。高速道路の会社にやらせるかもわからないけど、結局、今の路線に合ったすり付けをやるわけでしょう、道路は。だから、その話が生きているわけです。

そうすると、先走った話になるけど、練馬区では絶対にインターチェンジをつくらせない、

杉並に行ったら、さくら町会では絶対に通させない、こう言っているときに、先の検討課題、検討路線だと。もうこんな話はやめたらいいじゃないですか。私はそう思いますけど。

以上。

(司会)

ありがとうございます。

それでは、幅員構成については、道路構造令もあるし、いろんな法的な考え方がありますから、それから、過去の裁判事例でどうしても環境帯をつくらなければいけないとか、側道をつくらなきゃいけないとか、そういう整理があるので、それは図面をつくれるのではないですか、ちょっと簡単なもので。40メートルのときの幅員構成、22メートルの幅員構成、それから、16メートルの幅員構成というような形で、代表的な幅員で、次回、さっき言った用途と。

(佐薙)

この図面ではラフ過ぎる。もう少し親切に書きなさいよ、我々は全部素人なんだからね。

(司会)

すみません、佐薙さん、議事録に残りませんので、いいですか。

(佐薙)

いいですよ、全部残さないでくださいよ。

(司会)

そういうことなので、そういうものを次回用意して、さっきの用途制限、規制と同じで、そういうものを示してもらおうといいのかなと思うのですけど。

濱本さん、何かご意見はありますか。

(濱本)

今、いろいろ練馬のことを聞いたんですけど、結論的に、今現在、練馬の計画案はどこまで進んだのかと思うんですよ、22メートルの。どの辺まで話がいつているのか。案を出しただけで、それで止まっているのですか。今いろいろ聞いていると、何かわけがわからない。その辺はどうですか。

(司会)

安西構成員、お願いします。

(安西)

練馬の区間につきましては、25年の12月に3つの案をお示しして、その後、都市計画の素案ということで、22メートルの案を出させていただいて、昨年11月に都市計画の変更が決まりました。という意味では、要検討の検討は終わったというところで、今後はその事業化について検討していくことになります。

(濱本)

決定したのね。

(安西)

都市計画はもう変更で決定いたしました。

(濱本)

じゃあ、もうそれで決定したということですね。

(佐薙)

だから、向こうが勝手にあれしたんですよ。

(司会)

すみません、ご意見があれば手を挙げて。よろしくお願いします。

はい、佐薙構成員。

(佐薙)

答えていないですよ。練馬区は22メートルで決定したのでしょうか、中途半端な道路だけど。それで、こっちはこれからまた40メートルでやるのですか、このまま。それを聞いているのです。それを答えていないじゃないですか、それを聞いているのに。

(司会)

はい、武田構成員。

(武田)

練馬区は22で決まりまして、そこから先につきましては40でいくのか、22でいくのか、そういった幅員の話だけではなく、廃止を含めてという言葉も先ほど使わせていただきましたが、そういったこと、もしくは代替路線、そういったこともあると思います。そういったこともトータルでひっくるめて、皆様のご意見を賜って広く意見を聴いた上で、東京都が判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。ですから、現時点では決まっております。

(司会)

よろしいですか。

ほかにご意見はございますか。ほかにはないですか。

(司会)

それでは、経過報告について、杉並さんの関係であったものについて、経過報告を東京都よりよろしく願います。

(安西)

杉並区で外環の2の300メートルの区間を廃止するという都市計画法の規定に基づく提案がなされました。そういった提案がなされて、都としては、その提案を踏まえて、都市計画を変更しないと判断したと。その後、手続を進めてまいりますというふうにご報告しました。その後、まず、都市計画の提案を踏まえて変更しないと判断について、杉並区に意見を聴き、その後、5月の東京都都市計画審議会に付議して、意見を聴きました。

まず、杉並区の意見としては、『区は「外環の2」については、その必要性を含めゼロベースで検討すべきとし、都には広く意見を聴きながら検討を進めることを求めてきた。現在、「話し合いの会」等にて、沿線住民の意見を伺っている段階であることから、外環の2全線の議論を注視すべきと考える。』というご意見をいただきました。

その後、都としては、都市計画の変更をする必要がないと判断しましたので、提案者の方に通知することになるわけですが、その前に、都市計画法第21条の5の規定により、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされていますので、都市計画審議会にいただいた提案を付議いたしました。その際、審議会委員の3名の方から意見がございました。

お一方は、都市計画道路は広域的なネットワークとして機能するように計画するものであるから、外環の2について一部のみを廃止するのは妥当ではないだろうというご意見でした。

もうお一方は、広域ネットワークとして本当に必要なのだろうか。一回廃止して、改めて話し合いをやるべきではないかというご意見でした。

もうお一方は、都市計画道路の一部だけを廃止する提案というのは、取り入れることができないのではないかと思うという意見でした。

こうしたご意見を踏まえ、都としては、ご提案を踏まえた都市計画の変更をする必要はないと判断し、先日、提案者の方にその旨とその理由を通知したところでございます。

以上でございます。

(司会)

ありがとうございます。

ご質問、意見等はございますか。

古谷構成員どうぞ。

(古谷)

遅れて来て申し訳ありません。杉並区の回答は全体を考えてというふうに、表現はちょっと違うかもしれませんが、それについては一言も審議会で議論にならず、しかも、都の決定ではそのことは一切無視なんですか。

それからまた、3年以上もかけて出されたことを、都としては、あらかじめ決めたとおりに出しちゃったんじゃないですか。それだけ時間をかけてきた申請に対して、簡単に、もう既にわかっているよという調子でしかとれないような短い時間で、さっさと結論を出してお決めになるのは、あらかじめ決めちゃって、その既定の方針どおりやるということを表したと解釈できるのですが、正しいでしょうか。

(司会)

はい、安西構成員。

(安西)

まず、杉並区さんのご意見を審議会でも議論していないのではないかと、そして、どのようにそれをくみ取るのかということだと思います。

都市計画審議会の場では、杉並区さんのご意見を都の方から、今私が申し上げたことをご説明した上で審議していただき、先ほど申し上げたとおり、3名の方からご意見をいただいたということでございます。

また、杉並区さんのご意見についてでございますけれども、まさに杉並区さんのご意見というのはゼロベースで検討すべきだと。都には広く意見を聴くことを求めてきたということで、今話し合いの会でまさに必要性から意見を聴いているところだから、全線の議論を注視すべきと。つまり、話し合いの会で広くこうしてご意見を聴きながら検討していくということなんだろうというふうに私どもは受け止めておりまして、引き続き、この道路の必要性から、皆様方のご意見を伺って、結論を得ていきたいというふうに思っております。

次に、3年かかった理由というところでございますけれども、都市計画のこの提案というのは都市計画法に基づくものでございまして、都市計画提案というのは、都市計画の決定あるいは変更を求めることとなります。そうしますと、周辺地域に影響を与えるということもございしますので、都は規則を定めておりまして、都市の環境あるいは機能というものが確保できるという資料の提出を提案者の方に求めております。

このため、都は提案者の方に受理して欲しいというご要望をいただいておりますので、こうした方がいいのではないかと、ああしたらいいのではないかとというようなお話をさせていただいてきたところでございます。その結果として、提案者の方が資料を作成して、都として受理するまでに3年を要したというふうに認識しておりまして、都としては、受理するための書類であるとか条件を整えば、それは速やかに受理するものだというふうに考えております。

既定の考え方どおりなのではないかということですが、この都市計画提案については、まず三つの要件がございまして、面積が5,000平方メートル以上、その区域内の地権者の方の3分の2の同意、そして、今申し上げた都市に与える影響がないのかどうかというところの検証を求めているわけがございまして、その要件を満たせば受理すると。受理した上で都として判断し、その判断について都市計画審議会の意見を聴いた上で、提案者の方に通知するというのが法律の手続でございます。ですので、受理するまでは当然都としての方針というのはございませぬし、受理した上で都として判断した上で手続を進めたというところでございます。

(司会)

古谷さん、ちょっといいですか。3年以上かかったというのは、どこから3年ということなんでしょうか。

古谷さん。

(古谷)

最初に提案をしに行ったら書類が足りませぬよと言われてたところからだと思います。

(司会)

わかりました。

(古谷)

今のお話の説明は、どうやって審議したのですかということをおは聞いたのに、手続はこうです、こうですと、さんざん時間をとっているじゃないですか。いつもそういう無駄なことに時間をとって、ポイントのところだけはほとんどごまかしで、時間をとったら、それで回答時間にしちゃう。そういう手をいつでも使っているわけです。だから私たちはいつまでたっても納得できない。この話し合いの会は、私たちと都とがお互いにわかりあって、了承の上によいプランをつくらうというのでしょうか。ところが、そちら側のお答えは、手続とかなんとかということでさんざん時間をとって、最後の一番聞きたいポイントのところは一瀉千里でぱぱっと、いつでもそうなんです。それを私は怒るのです。無礼ですよ、私たちに対して。

それから、この会の目的を完全に履き違えています。私は、杉並区の提案があつて、しかも、その道路審議会で、そのことじゃないポイント外れの答えでもって出ているのは、実は杉並区でこういうことが出ていますという注意をそこで言うのが、あなた方の役割ではないですか。お役人は公民なんです。私たちの公僕なんです。そこを忘れて、それで、こういう答えが出た、うまい、うまいじゃないですか。それを私が怒るところなんです。英語で言うと、ジャスティスがあまりにないんですよ。

(司会)

どうですか、お叱りをいただいていますけども。

はい、安西構成員。

(安西)

このご報告というのは、前回の都市計画の提案、これは法に基づく提案でございます。そういった提案が出されたということで、構成員の方々からも報告をしてくれというお話をいただきましたので報告して、その引き続きで今日ご報告したもので、これは法に基づく手続での提案ですので、ちょっと手続の説明になってしまいますけれども、そういった意味で、都市計画法に定められた手続に従ってプロセスを踏んでいって、今、最終的に提案者の方に通知したというところの説明で……。

(古谷)

聞いていることに答えていないじゃないか。

(安西)

それで、どういうふうに審議したのかというお話でしたので、杉並区さんの意見はどうなったのかというご意見だったので、区さんのご意見というものをちゃんとこちらから説明した上で、3人の審議会の委員の方からご意見をいただいたというふうにご説明しました。

(司会)

ありがとうございます。

はい、古谷構成員。

(古谷)

私は、今、当方の質問では、杉並区の区議会のことのピント外れの答えを、またはその結論を、道路審議会の委員が言っているから、それに対して何らかのアクションをしましたか聞いたのです。そのことについては手続だからやりましたでは、答えになっていませんよ。

(司会)

はい、武田構成員。

(武田)

杉並区さんの方で、東京都が出した照会に対して回答文をつくるために、区で都市計画審議会というのを開いていただきました。当然、その中には専門の方もいらっしゃいます。当然、区議会議員の方もいらっしゃると思います。そういった方からいただいて、最終的に杉並区として答申をまとめ上げたものが、先ほど安西が読み上げた文書です。その文章を我々としては

答申としていただきましたので、都が今度は東京都の都市計画審議会に、区に照会として諮った結果、区計審でもいろんなご意見があった中でも、最終的にはその答申が答えですので、その答えを我々としてはご説明をさせていただいて、東京都の都市計画審議会の中でもご意見を賜ったというのが今回の流れになっています。

(司会)

地方審議会ですよね。地方審議会の中でどういう意見があったのかというのは、今はわからないですね。そこを聞きたいんですよね。違いますか。

はい、古谷構成員。

(古谷)

杉並区の道路審議会で、結論としては、全般的に道路計画を考えなければならないと言ったのです。と言ったから、そここのところが言葉として入っているわけです。ところが、都の道路審議会では、これは一部であるから、だからという形で結論がさっさといっちゃったんだけど、そこに当然、都の説明する係として、あなた方がいると思うんですよ。だったら、都の道路審議会の一部だということ自体は、杉並区の要望、要請からすればピンボケですよということを言っていないはずなんです。あなた方は、これは時々ネットワークだ、全体だとか言いながら、練馬区だけは独自にやるとか、何だかわけがわからないのです、いつでも。私たちはそれだから理解できないのです、あなた方に言っていることが。

今回も、杉並区では、一部として考えるのではなくて、外環全体としてこの問題を考えなければ答えは出ませんという答えを出したはずなんですよ。ところが、東京都の審議会は、そのことは報告で聞いたかもしれないけど、だけど、今の最後の結論は、そのことを全然無視した、どちらかという、一部だからという形で却下している。というのは、杉並区の道路審議会の意見を聞いていないとぼかして審議したと。当然、その場にあなた方はあなた方の義務としていはずなのに、そのピンボケの議論をそのままにして、我々に都合がいいから通しちゃった、私はそう思うのです。本来は、あなた方の役割は事務局です。事務局ならば、この話自体は間違っていると。本来は、こここのところで、杉並区こういう要請がありますということ、その間違った発言をした人に対して、または、議長に対して言わなきゃいけない責任があるので、事務局として。そのことを、あなた方にとっては、これは推進する事務局じゃないだろうけども、都合がいいから黙っているのです。黙っているということ自体は、それは、あなた方公務員の怠慢なんです。それを私は言っているのです。そここのところをちゃんと答えてくださいよ。

(司会)

はい、武田構成員。

(武田)

まず、杉並区からの意見につきましては、先ほど安西が読み上げたとおりの文書です。それ以上でもそれ以下でもございませんので、それを正確に東京都の都市計画審議会にご報告し、意見を頂戴いたしました。

当然その場では、審議会の構成メンバー、それから、今言ったように、審議会の会長さんがいます。我々は後ろに座ります。我々は、審議会は独立ですから、我々から先に何かを意見するというのは、説明を求められれば説明ができます。質問があれば、質問にお答えすることができます。今言われたように、皆さんが話し合っているのは違う方向に向いているので、我々事務局としてはというような発言は、独立している機関の会議の中で、事務局というか、我々行政のメンバーでは、そこまで発言する権限は多分ないだろうと思います。

(司会)

古谷さんは、そのときの議事録というのをお持ちなんですか。

(古谷)

杉並区は傍聴してはいたけど、都には出ていません。

(司会)

わかりました。

そうしましたら、どうしますか。私も行政にいた人間ですのでわかるのですが、都計審の中では、意見というのは勝手に言えないのです。ということは今、武田課長がおっしゃったとおりのんですけども、求められれば当然説明をしていかなきゃならない。ただ、議事録の中でどういう説明をしているのか、これはあると思うんですよね。議案も私は見たことないですし、杉並区さんがどういう意見を付けたのか、首長がどういう意見を付けたのかも私はわかりませんので、今、一概に何も言えないので大変申し訳ないですけど、その辺を一回整理してもらって、今、ここでやっても。

(古谷)

今、後ろにいらっしゃるでしょう、事務局がね。何かあるときには、後ろからこそこそと言っているでしょう。国会のでも、よく安倍さんところに行ってこそこそと言うでしょう。それをなぜしないのですか。それがあなた方の役割でしょう。課長はそこのところで、私たちは何も言えませんかと言うけど、こそこそ言う役なんですよ。

(司会)

武田さん、その辺も。

そういうことでよろしいですか。

ほかにご意見はありますか。

西村さん。西村構成員。

(西村)

やっぱり、この問題は、時間も押しているのですが、一言だけ言わないと、私としては収まらないと思います。短くします。

杉並の善福寺の300メートルのところの住民の方たちが3年間をかけてこれだけのものをつくって、八十何パーセントの書類をちゃんとつくって出したことについて、こういう結論しか出ないというのは、初めからそうだったんだろうと、私は思います。何キロかの道路のうちの300メートルについてのこういったような都市計画変更の提案が考える余地なく却下されるものだと思われているとしたら、そこはやっぱり、この場合は東京都ですか、非常にいかななものかと私自身は思います。これだけの住民の努力だとか、そういったことについて、それで、出した方たちは、その300メートルを止めるということは、外環の2全体を止めたいという強い意志ではありませんか。その辺はおわかりなんですよ、もちろん。そういったことについて、この話を聞いたとき、隣町の住民として非常に私は憤ったということだけをお伝えしたいと思います。

(司会)

ご意見ということでもいいですか。

(西村)

はい。

(司会)

はい、佐薙構成員。

(佐薙)

ちょっとしつこいのですが、幅員40メートルでずっとやってきて、素案だけど、要するに練馬区が青梅街道まで22メートルでいくという計画が決まったと。これは地元の意向なのか、東京都の都合なのか、そのところもまだよくわからないのだけど、これからこの会議を続ける中で、これをまた22メートルにして、冠を外して外環2という名称で、その名称は何でもいいですけど、それで続けたいのか。それと、40メートルで21回やってきたときの代価の対象とか支障移転の関係には何名いたのか。22メートルにすると、これぐらい縮まります、圧縮されますと。それを次の会までに。これは、東京都の調査費が今年は何れぐらいついたかは知りませんが、調査費をちょっと使っていただいて、そのぐらいの資料は出していただきたいです。わざわざ来てやっているわけだから。今の古谷さんの意見ではないけど、何だか靴の上か

ら足を搔いているような。ここのところは記録を外してくださいね。話で来ているわけではないのだから。ということで、これは希望です。要するに、22メートルにして、面を合わせて、外環2なんという冠はもう外して、それで、今後、主要課題として検討してしていくのかどうか、そこをもう少し考えたらどうですか。

これは、都市整備局で、あなたたちの上の局長は、定例会議でやっているのでしょうか。今、地元に行って、こういう説明をしていますと。今日は21回だけこういう結果になりますと、逐次部長を通して報告しているわけでしょう。だから、指示する人も恐らくこういうことは素人でしょうけどね。わかるもの、素人だということは、会わなくたって。だから、武田さんが非常にものすごくやっぱり責任重大ですから、その辺を考えて、今後資料を出していただきたいです。22メートルにすれば、面を要するに合わせて、今はさくら町会のこともあるけど、武蔵野市だけで結構ですから。これぐらいの人がいて、40メートル、これを出してよ。これは将来でも使い物になりますのでね。22メートルだったらこれだけの支障移転が出ていますと。今まで、支障移転は何も、全然私は知りませんよ。誰が業者かとか、どういう人と交渉しなければいけないのだとか、そういう資料をつくってください、これを続けるならね、こういう話を。

以上です。

(司会)

佐薙さん、個人情報もあるので、件数とかそういう形でいいですよ。

(佐薙)

いいです。名前なんかは要らないでしょう。件数だけです。

(司会)

はい、武田構成員。

(武田)

そういったご要望があるということは承らせていただきたいと思います。

ただ、これは具体例ですが、ここでこういうことをあれしてもおかしいのですが、練馬区の場合も、センターでとるのか、端でとるのか、いろんなカーブのところはどう線形をとるのかによって、建物が当たる、当たらないはあるんですね。練馬区の場合は、それを地形地物、それから、道路構造令、そういったものを勘案して、できるだけ今ある現況の道路の上に新しい計画線の22を残すように配置しています。ですから、それによって建物に当たる件数は全然違うんですね。ですから、どのものでやればいいのかというところが、我々に、例えばえいやでやっていいのかをどうかということもあると思います。そして、その数字は、委託をとるのは今言っていたのですが、多分、限定的に次回までとなると委託では間に合いませんので、我々が直営で計るようになります。そうすると、今ある例えば住宅地図がどれだけ最新

のものかによるのですが、それで大体の線を引いて、何棟ぐらいありますねというのはお話しできると思いますが、その数字自体が、例えば今後ここから出て、武蔵野は、今後、東京都は何件の用地買収をやるんだよみたいな数字のひとり歩きというのは、非常に我々は正直言って怖いんです。なぜかという、今言ったようなご希望の中でつくっている数字ですので。ですから、そういったものの誤解のないということで、今日いらっしゃる皆様もご理解いただけるのであれば、我々のほうで大体の線を引いて、線は引けないですけど、22メートル幅で何軒ぐらいあるかというのは、そういったご要望があれば、数えてきます。

(司会)

いや、22メートルで線は入れられないんですよ。だから、線が入れないということは、数えられないんですよ。だから、40メートルで数えろというのだったら、できると思うんですけどね。というのは、40メートルの中の22メートルがどこだという話になっちゃうと、私はちょっと難しいのかなと思うんですけど、佐藤さんは、どういうお考えですか。

はい、佐藤さん。

(佐藤)

今までそちらからいただいている図面は40メートルの幅員の図面だよ。これを22メートルにして、私の家はかかるか、かからなかったと後で問題になってはいけなから、かかることにして、大体の線でやればいわけですよ。そうすると、かなり違う。半分違うのですから、用地買収のあれも。費用も違えば期間も違う。数十年かかりますよ、これを本当にやろうと思えば。やれないと思いますけど、私は本音で言うと。だから、そういうものを資料にしていけないと、この会がなかなか進まないわけ。

(司会)

ごめんなさい。ただ、40メートルのときには、もう濱本さんなんかは数字を持っているんですよ。最初の頃、説明がありましたよね。やりましたよね。

(佐藤)

それが前段で、今後、40メートルでまだこのままの話を進めるのかということ。22メートルにどこで切り替えるかということですよ。

(司会)

それはちょっとあれでしょう。まだ動けないでしょう。

(佐藤)

そこを知りたいんですよ。

(濱本)

武蔵野でしょう。

(佐薙)

武蔵野です。杉並の問題は別ですよ。

(濱本)

今言っているのは武蔵野でしょう。武蔵野側は22メートルと私達は言っていないのだから、何もする必要はないよ。だって、40メートルで、私達は嫌だと言っているのだから、廃止してくれと言っているのだから。だから、22メートルの議論をする必要はありません。

(司会)

はい、佐薙構成員。

(佐薙)

18、22、40メートル、これは最初から22メートルなんです、計画は。22メートルなんです。それで、事業主体の東京都が決めるんですよ、幅員を、都市計画を。それを、練馬区をひっぱり回して、何回も言ったけど、練馬区の意向らしくして、向こうに責任をかぶせてやっているわけですよ。事業主体が決めるんですよ、道路の幅員は。もちろん、地元はその意見をぶつけるのだけど、22メートルでやりますというのは東京都が決めるのです、最初から。ずっとやり通すのです、やるなら。公共事業というのは。それを、途中でもって、あそこの保谷線もそうですよ。途中までは40メートルであって、それからずっと来て22メートル程度になるんだな。そういうふうにあやふやなやり方をしたら困るわけです、こういうことは。だから、やるならやるようにちゃんとして、やらなきゃやめると、どっちかにしてくださいよ。

これは、将来、係争問題になったり収用採決にいくとき、この問題は道路との線で絶対出てきますからね。地元を全然理解していないということで。収用委員だけ、代執行までいかなきゃ恐らくこの仕事はできないでしょうけど、そういうときに出てくるんですよ。ずっとついて回ってくるわけです。

だから、武田さん、もう少し自信を持って我々を説得して、なるほどなと思われるような意見を背負ってきてくださいよ、この会合に。雨の降る日に来ているのだから。

以上です。

(司会)

これは結論を出せる話ではないでしょう。

(佐藤)

結論ではない。仮定でちゃんとしなきゃいけないと。

(司会)

だから、仮定でもなかなか難しい。いろんな意見がありますから。40メートルで何軒ぐらいかかるのかというのだったら、持っているし、また改めて、市の2,500分の1の地形図だとか、寸法のはっきりしたものがありますから、そういうもので検討したらどうでしょうか。

(古谷)

提案です。

(司会)

古谷構成員。

(古谷)

そういうときは、私の場合は科学で、研究のときは最大のケースと最小のケースを出すのです。そうすれば、その間に入るのです。

(司会)

はい、武田構成員。

(武田)

最大は40です。最小は全く我々もまだ決めておりません。また、その線がどこの線を通るかによっても、建物が当たるところ、当たらないところがあります。そういった線を示すということは我々はできないというふうにお伝えします。なぜならば、その絵が勝手に歩いたときに、私の家に当たるのではないかと、もしくは、当たらないのではないかと、全然わからなくなっちゃうわけですね。その誤解だけは避けたいというのが先ほどお伝えした趣旨です。ですから、例えば、40メートルで幾つありますと。それを22にしたら、極端に言えばですよ。40分の22で案分して、何棟ぐらいですねというのは言えます。でも、それでは全然、多分ご希望の数字にはならないと思います。ですから、そういった意味で、我々としてはどういうふうに出そうかなというところになるということで、先ほど司会者の方からも言っていたいておりますので、申し訳ないですけど、数学的にそういった比例で出していいというのであれば我々は出しますが、そうではないご要望ですので、ちょっと申し訳ないですけど、そういう出し方はできないというふうにお伝えをさせていただきます。

(司会)

古谷さん、よろしいですか。

(古谷)

誤解があります。40メートルではなくて、22メートルの場合の最大値、最小値を出すと。それで、かえって、どう道路が走っているかとか、どこの家にひっかかっているかということ自体は出す必要はないです。

(司会)

はい、武田構成員。

(武田)

線が10センチずれるだけで当たる、当たらないが出てきますので、何万通りとかはわかりませんが、私は、かなりの計算というよりは、数を線を引いて計算しなければならないという、現実的には不可能だと我々は思っておりますので、申し訳ございませんが、それについてはお受けできません。

(司会)

はい、濱本構成員。

(濱本)

今、杉並の提案をしていいんでしょう。

(司会)

今、杉並の話をしています。

(濱本)

西村さんが大分怒りを言っていましたけど、私も担当の方からいろいろ聞きましたが、この提案制度について、本当は前回、質問したかったのですよ。こういう決定してからああだこうだと言ってもしょうがないですけども、だけど、提案に参加された153人の気持ちを感じると、やはりここでもう一度お話しはどうかならないかなというふうに思います。

それと、もう一つは、提案者の方なんですけども、東京都は簡単にと言いましたが、一応、最初に提案書を持って行って、それから、全部で何回行ったのかな。第1期、第2期、第3期、三つに分かれてこんな細かく描いているのですけど、受理しなかったということは、いろいろ法律に基づいて、きちっと書類が出来なかったからだと思いますよ。一番最後の問題点は、提案者が調べてこいという内容なんですけど、例えば、交通量だとか代替案だとかいろいろ言っているわけですよ。それをやるために大体3年がかかっているんですよ。

それはこの間も私は言いましたけども、素人の人にそれを出せと言うのは、これは酷なことなんです。雨の中を寒いのに行って、一つ一つ、1台1台数えてやっていたんですよ、これを、本当に。そういう気持ちから考えれば、東京都のこの一番最後に、簡単に反対理由というのは要らないという理由がここに書いてありますけど、皆さん、これを持っているのかな。ありますけど、こんな簡単な理由で要らない、変更する必要がないというのは、失礼だと私は思う。これをもう一度、東京都が読んでくれる。私がこれを読むと時間がかかるからやりませんが、これを読んでもらってね。

それともう一つ、その後に都計審に出すときに、東京都知事から、3月でしたか、提案者から何かその質問に対して都計審に出すのだけでも、それに対して補足で説明することがあったら出しなさいということで出しましたよね。それも出されたと思うんですよ。そのことについても、その内容を見ても、一生懸命書いたのに、あなた方の答弁というのか、回答したというのか、見解というのか、全然誠意を持って書いていないのです、これは。それで都計審に出しているわけですよ。

都計審では、先ほどから話に出ているように、何人いらっしゃるかは知りませんが、3人しか意見を出していないんですよ。それで意見を聞くだけの都計審でしょう、今回の場合は。決定ではないんですね。言いつ放し、聞きつ放しで、それで決まりましたということになるわけですよ。そういうやり方の都計審なら、もっと東京都の職員の方々が、もうちょっと都民のことも考えて、どんなことであろうと、もうちょっと誠意を持ってやるべきではなかったかなと。それは、あなた方の担当課だけではないですよ。街路課だとかいろいろな課があって、3カ所でやったんだと思いますけど、もう少し答弁の仕方を。この答弁では全然なっていませんよ、誰が読んでも。読めと言えども今読みますけどね。もう時間がないから、これは皆さん持っているからお話しませんが。そういうところを考えて、私の意見としては、もうちょっと真剣に考えてほしかった。

それで、私が一番心配したのは、そのことについて、武蔵野市には意見書を出すようなことはなかったのだけれども、当然、今の杉並のそういうことが出てくると、私の武蔵野は隣ですから、必ずいろんなことで、ややもすることもあれば、いいこともあるけども、悪いこともありますよ。だから、そういうこともあって、きちっとその辺のことの情報も欲しかったです。

それは、法律でやらなくていいというのならそれはよろしいですけども、しかし、それは、今、外環の2の話し合いをやっている中ですから、やっぱりそういうことも考えて、もうちょっとこの話し合いの会というところを、先ほど皆さんが言っているように、誠意のあるきちっとしたものをやってもらいたいと私は思います。

その辺について、今までのこの会合について、東京都はどういうお考えなのか、ちょっとお聞きしたい。

(司会)

はい、武田構成員。

(武田)

我々としても、別に、提案者の方々が3年苦労されたというところを軽んじているつもりはございません。ただ、そういった回答文について、拙いとかいろんなご意見をいただいて、それは我々も反省しなきゃいけないところは反省をさせていただく。ただ、軽んじて書いた文章では決してございません。

また、ご本人様に対して酷ではないかと、いろんなご意見、ご批判は、ここだけではなく、いろんなところからいただきました。確かに、一個人の方、まちづくりの協議会とかそういったところが自分らで計算をしてくるというよりは、個人でやられるというのは非常に、確かにいろんなデータを出してほしいという我々の要望については酷だというふうに思われる部分もあるかもしれませんが、これは申し訳ございません、公平公正にしたいのです。誰々さんは一人だから大変だからここまでいいよね、誰々さんはどうだからいいよね、というわけではなく、これは誰が出しても、組織で出しても、個人で出しても、あくまでも同じ。我々はその感情は入れないでやっていくしかないかなというふうに私は思っております。そういう意味では、お気持ちはわかりますが、そこはそういうふうに我々としては対応させていただくしかなかったというふうに思っております。

文書については、そういったご意見があったということで、我々もいろいろ考えて、もっと丁寧につくらなければだめじゃないかというご批判は、甘んじて受けたいと思います。

そういった意味では、反省すべきものは反省させていただきますが、個人で大変だという気持ちはわかりますけれども、しつこいようですが、やはりここは公平公正に規則、法律にのっとりた形でしか我々としてはできませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

(司会)

ちょっと時間がないので、申し訳ございません。

濱本構成員。

(濱本)

武田さん、それはわかりました。それはそれで結構ですけども。私としては、提案者に対していろいろ質問もされて、十分な答弁というか回答が行っていないところがあると思うんですね。あなた方も真剣に出したと言われていましたけれど、だけど納得していないところもあるので、もし、提案者がこここのところをもう一度説明してほしいとか、そういうことがあった場合は、やっていただけますか。

(司会)

武田構成員。

(武田)

それは、都市計画審議会というところに意見を聴いて、きちんと回答させていただいておりますので、それ以上のことはこれで、この件についてするという考えは持っておりません。

それから、先ほどお話がありましたけど、意見を提案者の方に直接口頭陳述ではなくて、意見を出していただきたいというのは、これはほかの案件でも皆さんそういうふうにしていただいて、この案件だけそういう特別にするというわけにもいかなかったというところをご理解いただきたいと思いますし、また、ご本人様の希望により全文を全部一言一句間違えないものをつくってお渡しをしていますので、それは、審議会のメンバーの方も読まれた上での考えであるので、そこについて我々が今コメントというのはできないということをご了解いただきたいなと思っています。

(司会)

まだ意見はあると思うのですが、時間があれですので、黒木さんのところもご用意をいただいているのですが、またまたで申し訳ないのですが、また今日もできませんので。黒木さん、どのくらい時間がかかりますか。質疑はできないと思うのですが、説明だけなら。だって、希望では②もやるのでしょうか。後の予定のも一緒にやりたいというご意見でしたよね、さっき。そうすると、どのくらい時間がかかりますか。ちょっと無理でしょう。

すみません。今日はいろいろ議論が伯仲しましたところもありまして、予定しておりました4以降ができませんので、構成員の方には大変申し訳ないですが、そういうことで後でという形になりますが、よろしいですか。申し訳ございません。

じゃあ、本日はこれまでということになります。

事務局のほうから。

(黒木)

すみません、この練馬の地図について1点だけよろしいでしょうか。

(司会)

いいですよ。

黒木さん。

(黒木)

ごめんなさい。この地図はすごく今後残る地図だと思うので、ちょっと意見を言わせていただきたいのですが、この武蔵野の吉祥寺通りから練馬に行くところに道路があると思うのですが、実際問題、同じ幅ではなく、吉祥寺のほうが広くて、練馬のほうは狭いんですよ。結構そこは大事なところなので。今、この地図でいくと同じ幅になっていますけども、実際は違っていて、武蔵野市のほうが広くて、練馬は狭くなっているんですよ。ここをちゃんと正

確に。ここは結構何遍もこの会で言っている話なので、ここは正確にしてほしいなど。実際問題……。

(司会)

では、黒木さん、計画幅員を入れてもらいますか。そうすればわかりますよね。

(黒木)

そうです。こっちのほう、富士見台とかまで。

(司会)

計画幅員はこの図面に入れられますよね。現況はいいです。

(黒木)

正確でなくてもいいと思うんだけど。

(司会)

計画幅員があればよろしいですか。

(黒木)

富士見台とかこの辺は要らないので。この辺を拡大してほしいと。

(司会)

でも、ネットワークという話もあったのでつくっていると思いますので、これに計画幅員を入れるということで、そうすると、大体どこで幅員が違ってくるのかなんということもわかると思うのですが、それでどうでしょうか。

(黒木)

それでいいと思います。残ると思うので、ちゃんとその辺を示してほしいと思います。

(司会)

わかりました。

はい、濱本構成員、最後にしていただけますか。

(濱本)

今日はこういうところで時間切れになっちゃって大変申し訳ないんだけど、次回は、今回みたいに6カ月なんかではなくて早急に、すぐに開会できるように準備していただいて、日程を

組んでいただきたいと、これだけ要望しておきます。

(司会)

要望について。

お願いします。

古谷構成員。

(古谷)

今回の7月の予定というのが大分前なんです。それで、その間に次々別の用事が入ってきて、それで、多分、ここのところは大丈夫だろうと思ったら、身近にパッとやられちゃったということで、今日は一つ外で講演を約束してしまして、それを終わったまま帰ってきて、それでぎりぎりに飛び込んだという状態なんです。という点で、あまり前に今度は予定を決めろと言われても困るんですよ。

(司会)

その辺はまたよく事務的に検討していただくということでよろしいですか。なかなか全員が難しいところも、会場の都合だとかがありますから、うまくいかない部分はあるかもしれませんが、なるべく早目という意見もあるし、あまり早くても困るという意見もありますけれども、その辺は少し調整させて、事務局のほうに考えていただくということで。

はい、武田構成員。

(武田)

今、濱本構成員、それから、古谷構成員から、開催についてご意見をいただきました。会場の関係で、どうしても2時間というのが厳しい状況というのはあるのですが、次回、できれば、どういう形かわかりませんが、拡大版みたいな形で少しお時間を、例えば2時間を2回に分けるのか、もしくは、1回で何時間かできるのかはわかりませんが、そういった意味でも、構成員の方々の体のこととかいろいろあると思うので、ちょっとご相談させていただいて、対応したいと思います。

あわせて、開催を早くということなんですが、例えば次回、連続でやりましょうというような話になったときに、例えば議事録ができていないとか、いろんな諸条件を許していただかないと、これは正直言って、申し訳ないですけど、できないんですね。その辺が全部今二、三カ月かかっているんで、前回は半年間かかってしまったのは、これは、国会の解散に伴って議会がどうしてもずれてしまったということがあって、それは我々の作業時間ではない要因ですが、作業時間としても、やはり1カ月でパンパンと全てを整えて同じ条件でやるというのは現実不可能ですので、そこは構成員の皆様とちょっとご相談させてください。どこまでつくれば開催していいのか、妥協していただけるのかというところは、これは物理的にちょっとご相談さ

せていただいて、そういった上で早くできるものはやりたいというふうに思っております。

(司会)

時間が過ぎてしまいました。大変申し訳ございません。

それでは、本日のまとめ、また、連絡等がございましたら、事務局のほうからお願いします。

(事務局)

本日のまとめとしましては、次第2では、構成員の皆様から第20回議事録と議事要旨についてご確認をいただきましたので、公表させていただきたいと思います。

また、都より報告事項として、15年の方針と26年の方針について説明させていただき、質疑応答を行いました。また、練馬区の都市計画道路の整備について説明させていただき、質疑応答を行いました。最後に、都市計画提案について説明させていただき、質疑応答を行いました。

本日は次第3までということで、次回、次第4以降についてやらせていただければと思っております。そこら辺については準備会等でご相談させていただきながら、次第等については進めさせていただこうと思っております。

以上です。

(司会)

資料要求があったことについてはいいですね。大丈夫ですね。

(事務局)

はい。

(司会)

よろしくをお願いします。

今日は時間を過ぎちゃって申し訳ないですけれども、またよろしくお願ひいたします。今日はありがとうございます。

すみません。事務の連絡がございました。申し訳ございません。

(事務局)

傍聴人の方は意見カードがあると思いますので、ボックスを用意していますので、そちらにお願いします。ファクスについても受け付けておりますので、よろしくをお願いします。申し訳ありません。

(司会)

どうもありがとうございました。